【規程番号　神女大Ｖ－034】

神戸女子大学転学部転学科に関する規程

この規程は神戸女子大学の転学部・転学科（以下転学科とする）に関する必要な事項を定めるものとする。転学科生の受け入れは各学科に定員の余裕がある場合のみとする。

１（転学科年次）

転学科を希望する１年次修了者は、２年次へ、２年次修了者は３年次への転学を原則とする。

２（検定料）

転学志願者は、所定の期日までに検定料 20,000 円を納付しなければならない。

３（選考方法）

学科毎に転学科試験を行う。

４（単位の認定）

転学科生の単位認定の取り扱いは、教務部の定める基準による。

５（改廃）

この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

６（附則）

この規程は、平成 18 年 1 月 12 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。